

鎌倉審議第 1 号

平成14年4月12日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号及び第12条第3項の規定に基づき、平成14年3月11日付け下普第2353号をもって諮問のありました事案につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分な配慮を願います。

- (1) 個人情報の提供にあたっては、提供先に対して当該事務の目的以外に利用しないことを求める等、個人情報の保護に万全を期すること
- (2) オンライン結合による個人情報の提供については、瞬時に、かつ、大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努めること

1 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する記録の名称	提供する理由	提供先
	下水道普及課	上下水道料金一括納付制度	公共下水道使用者	公共下水道使用者情報	一括納付制度を実施するにあたり、神奈川県企業庁へ下水道使用料賦課徴収事務を委託するため	神奈川県企業庁

2 鎌倉市個人情報保護条例第12条第3項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
	上下水道料金管理システム	神奈川県企業庁と本市とで、個別に保有・管理を行なっている水道料金と下水道使用料の賦課徴収にかかる個人情報を、上下水道料金一括納付制度の実施に伴い企業庁開発のシステムに一元集約し、オンライン結合により相互に管理する	下水道普及課	平成15年度